

## 夫婦についての QA

Q	A
離婚するに当たり、離婚後の子の養育について話し合がつきません。どうすればよいでしょうか。	夫婦関係調整の調停を申し立て、その調停の中で離婚後の子の養育をどうするか（親権者を父母双方・父のみ・母のみのいずれと定めるのかなど）を話し合うことができます。 →申立手続等については「夫婦関係調整調停（離婚）」をご覧ください。
離婚時に親権者を定めるにあたり、父母双方を親権者とするか（共同親権）、父母の一方を親権者とするか（単独親権）について、法律上どちらかが原則と定められていますか。	離婚後の親権者を父母双方とするか（共同親権）、一方とするか（単独親権）については、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から定められるものであり、どちらが原則、例外ということはありません。 ただし、裁判所が訴訟や審判で親権者を定めるにあたり、一定の事由がある場合は、必ず単独親権と定めることになります。 詳しくは、「離婚後の親権者の定めに関する手続等」の「2 親権者の定め方」をご覧ください。
裁判所の訴訟や審判で親権者を定める際に、必ず単独親権と定めるのはどのような場合ですか。	「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき」又は「父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、（親権者の指定等についての）協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難と認められるとき」の他、これらに該当しない場合でも、「父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」には、裁判所は、父母の一方を親権者と定めることになります（民法第819条第7項）。詳しくは「離婚後の親権者の定めに関する手続等」をご覧ください。

父母双方を親権者（共同親権）として離婚した場合、子どもの監護養育は父母が交替する必要がありますか。また、子どもに関するすべての事項について父母が共同で決める必要がありますか。

父母双方が親権者となっても、必ずしも子どもの監護養育を父母が交替する必要があるわけではありません。  
また、父母双方が親権者となっても、必ずしも子どもに関するすべての事項について、父母が共同で決める必要があるわけではありません。詳しくは、「離婚後の親権者の定めに関する手続等」をご覧ください。